

【参考 ①】令和6年度からの変更点

令和6年度	令和7年度
<p>工事着手の<u>1か月前の提出</u>が必須。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手の 45日前の提出が必須（土日祝含む）。 <p>※理由：申請件数が大幅に増加し（年間約1,500件）、処理に時間を要するため。</p>
<p>登録事業者届出書の提出の際、<u>滞納のない証明書等の添付が必要</u>。 ※添付書類が不要な事業者を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録事業者届出書について、新たに「様式第1号の2」を作成。 ・「様式第1号」で提出する場合は、従来どおり滞納のない証明書の添付が必要。 ・「様式第1号の2」で提出する場合は、滞納のない証明書の添付が不要。ただし、市役所で滞納の有無を調査するため、様式第1号で提出する場合より、登録までに時間を要する。 <p>※添付書類が不要な事業者については、どちらの様式で申請いただいても構いません。</p>
<p>外構工事については、<u>築年数にかかわらず補助対象工事</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外構工事については、新築住宅（建築確認申請の検査済証発行日から<u>1年を経過していない住宅</u>）において、敷地内のコンクリート打設、砂利敷き、人工芝の設置、門柱及びフェンスの設置、駐車場の整備等の外構工事を初めて施工する工事は対象外とする。 <p>※理由：新築外構を初めて施工する工事は、「リフォーム」ではなく、「新築」の住宅整備に伴う外構工事であり、本事業の趣旨には合致しないため。</p> <p>※外構工事において、新築かどうか疑義が生じた場合は、<u>建築確認申請の検査済証又は建築対策課への確認に対する同意書等の提出を</u>求める場合があります。</p>
<p>領収書について、会社印及び収入印紙の貼付がないものも認める。 また、再発行した領収書も認める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書は、「会社印」及び「収入印紙」の両方が揃ったもののみ認める。 ・ただし、収入印紙の貼付が不要な場合については、貼付は不要であるが、不要となる理由の記入が必要。 ・また、再発行した領収書や控えの領収書は認められないため、代わりに支払証明書等の支払いを証明する書類の提出が必要。 <p>※以下の場合、収入印紙の貼付は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振込及び口座引落の場合。 ・PDF等の電子ファイルを電子メール等で送付するなど、電子的な方法によって発行した場合。 ・クレジットカード等のキャッシュレス決済を行った場合。 ・その他、収入印紙が不要と認められる場合。

令和6年度	令和7年度
<p>補助金等交付申請書等の氏名及び住所欄について、自署の場合のみ押印が不要で、<u>自署以外は押印が必要</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付申請書等の氏名及び住所欄については、<u>自署でない場合でも、押印が不要</u>。ただし、申請を委任される場合は、<u>委任状</u>の提出が必要ですが、委任者の<u>自署でない場合は、従来どおり押印が必要</u>。 <p>※メールでの申請書類の提出については、受付できません。</p> <p>※押印不要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォーム促進事業に係る登録事業者届出書（様式第1号及び様式第1号の2） ・補助金等交付申請書（様式第2号及び様式第2号の2） ・転居に関する誓約書（様式第3号） ・太陽光発電システム等設置工事に係る誓約書 ・補助金等変更交付（廃止）申請書（様式第6号） ・補助金等実績報告書（様式第9号） ・補助金交付請求書
<p>増築の場合は、建築確認申請が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法の改正により、2階建ての木造戸建て等で行われる大規模なリフォームは、<u>新たに建築確認申請の対象となる</u>場合があります。 ・また、新たに省エネ基準が設けられたことから、工事内容によっては、建築確認手続きの中で<u>省エネ基準への適合を確認する必要</u>があります。 <p>詳しくは、国土交通省のホームページをご覧くださいか、市建築対策課（23-2584）へお問い合わせください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税減額制度について、住宅の改修を行った場合、工事種別に応じて、翌年度分のみ固定資産税の減額を受けることができますので、<u>改修工事完了後3か月以内</u>に必要な書類を添えて資産税課へ申告が必要です。 <p>詳しくは、「資産税課から固定資産税減額制度のお知らせ」をご覧くださいか、市資産税課家屋担当（23-2124）へお問い合わせください。</p>